

気候変動適応法案（仮称）の概要

気候変動適応法案（仮称）の概要

気候変動適応の法的位置付けを明確化し、気候変動影響及び適応に関する情報基盤の整備や広域協議会の場の活用等により、農業・防災等の各分野で適応策を充実強化。

背景

- 我が国において、気候変動の影響がすでに顕在化。
 (日本の年平均気温は、100年あたり 1.19℃の割合で上昇している。今後さらなる上昇が見込まれる。)

米・果樹

水稲の白未熟粒(右)
 (写真提供: 農林水産省)

みかんの浮皮症(右)
 (写真提供: 農林水産省)

洪水(写真は愛知県広田川)

(写真提供: 国土交通省 中部地方整備局)

豪雨の増加

(出典: 気候変動監視レポート2016(気象庁))

熱中症・感染症

熱中症患者の増加

7~9月の全国熱中症搬送者数

災害・異常気象

強い台風の発生数等の増加(将来予測)

台風10号

(写真提供: 一般財団法人日本気象協会)

生態系

サンゴの白化

(写真提供: 環境省)

ヒトスジシマカの分布北上(デング熱の媒介生物)

(写真提供: 国立感染症研究所 昆虫医学部)

(出典: 総務省消防庁 熱中症情報 救急搬送状況より環境省作成)

法律案の概要

1. 適応の総合的推進

- 国は、農業や防災等の各分野の適応を推進する**気候変動適応計画**を策定。(閣議決定の計画を法定計画に格上げ。更なる充実・強化を図る。)
- 気候変動影響評価**をおおむね5年ごとに行い、その結果等を勘案して計画を改定。

各分野において、信頼できるきめ細かな情報に基づく効果的な適応策の推進

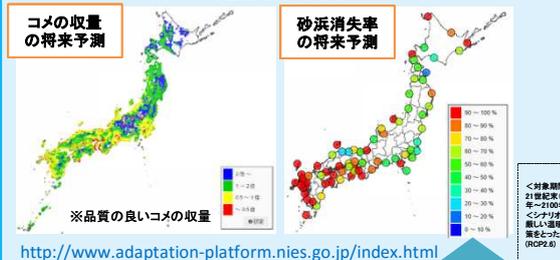


- 将来影響の科学的知見に基づき、
- ・高温耐性の農作物品種の開発・普及
 - ・魚類の分布域の変化に対応した漁場の整備
 - ・堤防・洪水調整施設等の着実なハード整備
 - ・ハザードマップ作成の促進
 - ・熱中症予防対策の推進
- 等

2. 情報基盤の整備

- 適応の**情報基盤の中核として国立環境研究所を位置付け**。

「気候変動適応情報プラットフォーム」(国立環境研究所サイト)の主なコンテンツ



3. 地域での適応の強化

- 都道府県及び市町村に、**地域気候変動適応計画**策定の努力義務。
- 地域において、適応の情報収集・提供等を行う拠点(**地域気候変動適応センター**)としての機能を担う体制を確保。
- 広域協議会**を組織し、国と地方公共団体等が連携して地域における適応策を推進。

4. 適応の国際展開等

- 国際協力の推進。
- 事業者等の取組・適応ビジネスの促進。

※施行期日: 公布の日。ただし、国立環境研究所の業務に係る規定については1年を超えない範囲で政令で定める日。

気候変動適応法案の概要

1. 適応の総合的推進

(1) 気候変動適応計画

- ア) 政府は、気候変動適応に関する計画（以下「気候変動適応計画」という。）を定めなければならない。
- イ) 同計画には、①計画期間、②施策の基本的方向、③科学的知見の充実及び活用、④情報の収集及び提供等を行う体制、⑤地方公共団体・事業者等の取組の促進、⑥国際連携の確保・国際協力の推進、⑦関係行政機関相互の連携協力等を定める。
- ウ) 同計画の案は、あらかじめ関係行政機関の長と協議の上、環境大臣が作成し、閣議決定をする。
- エ) 政府は、(2)の気候変動影響評価の最新の結果等を勘案して同計画について検討を加え、必要と認めるときは速やかに同計画を変更しなければならない。
- オ) 政府は、同計画の実施による気候変動適応の進展状況について、よりの確な把握及び評価手法の開発に努める。
- カ) 国及び地方公共団体は、気候変動適応の推進に当たっては、関連する施策との連携を図るよう努める。

(2) 気候変動影響評価

- ア) 環境大臣は、中央環境審議会の意見を聴いて、予測される気候変動影響の評価をおおむね5年ごとに行い、その結果を公表しなければならない。
- イ) その際、あらかじめ、関係行政機関の長に協議する。

2. 情報基盤の整備

- ア) 国立研究開発法人国立環境研究所は、
①気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の収集・提供等、②地方公共団体に対する助言等、③地域気候変動適応センターに対する助言等の業務を行う。
- イ) 同研究所は、国民が日常生活において得る情報の有用性に留意するとともに、関連する調査研究等を行う国の研究機関との連携に努める。
- ウ) 環境大臣は、同研究所に対し必要な助言をすることができる。

3. 地域での適応の強化

(1) 地域気候変動適応計画

都道府県及び市町村は、単独又は共同して、気候変動適応計画を勘案して地域気候変動適応計画を定めるよう努める。

国は、地方公共団体の施策の促進を図るため、情報の提供その他の援助に努める。

(2) 地域気候変動適応センター

ア) 都道府県及び市町村は、その区域において、情報の収集・提供等や助言を行う拠点（以下「地域気候変動適応センター」という。）としての機能を担う体制を、単独又は共同して、確保するよう努める。

イ) 地域気候変動適応センターは、国立環境研究所との間で、収集した情報並びにそれを整理及び分析した結果の共有を図る。

(3) 気候変動適応広域協議会

ア) 地方環境事務所その他国の地方行政機関、都道府県、市町村、地域気候変動適応センター、事業者等は、広域的な連携による気候変動適応の推進のため、協議会を組織することができる。

イ) 協議会は、必要があるときは、国立環境研究所その他の関係研究機関に対して、資料の提供等の協力を求めることができる。

ウ) 協議会の庶務は、地方環境事務所において処理する。

4. 適応の国際展開等

ア) 国は、情報の国際間における共有体制の整備とともに、開発途上地域に対する技術協力その他の国際協力の推進に努める。

イ) 国は、事業者等の取組及び気候変動適応に資する事業活動の促進を図るため、情報の提供その他の援助に努める。

ウ) 国は、気候変動及び気候変動影響の観測、監視、予測等及び調査研究、気候変動適応の技術開発の推進に努める。

エ) 国は、気候変動適応の重要性に対する国民の関心と理解を深めるため、広報活動、啓発活動等に努める。

オ) 環境大臣は、関係行政機関又は地方公共団体の長に対し、資料の提供等その他の必要な協力を求めることができる。